

令和元年度

# 橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会記録

---

審査・調査案件

1. 橋本徳一郎君に対する懲罰の件について ..... 1
- 

令和元年6月28日（金曜日）

# 橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会会議録

令和元年6月28日 金曜日

午後3時00分開議

午後4時13分閉議（実時間19分）

## ○本日の会議に付した案件

### 1. 橋本徳一郎君に対する懲罰の件について

## ○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	古嶋津義君
委員	金子昌平君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	堀徹男君
委員	村川清則君
委員	村山俊臣君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

増田智郁君

## ○記録担当書記

中川紀子君  
土田英雄君

（午後3時00分 開会）

○委員長（中村和美君） それでは定足数に達しておりますので、ただいまから橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会を開会いたします。

## ◎橋本徳一郎君に対する懲罰の件について

○委員長（中村和美君） それでは、本日の本

会議で本委員会に付託されました橋本徳一郎君に対する懲罰の件を議題といたします。

まず、本特別委員会の傍聴及び放映に対する取り扱いを協議いたしたいと思っております。

委員会の傍聴につきましては、委員会条例第19条の規定により、委員長が許可することになっておりますが、本件は議員の身分に関する事件の審査であり、審査の内容によっては、公平かつ詳細な審査を行うため、本委員会を一般傍聴者に公開しない運用も可能との考えもございまして、いかがいたしましょうか。

御意見ありますか。

○委員長（成松由紀夫君） 公開で結構だと思っております。

○委員長（中村和美君） ということでございまして、ほか異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、お諮りします。本特別委員会の傍聴については、公開とすることとし、あわせて、委員会放映を行う取り扱いとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

審査に入ります前に、お手元に配付いたしております、各資料について、事務局より説明いたさせます。なお、橋本徳一郎議員による6月25日の質疑・一般質問での発言をテープ起こした文面及び配付された資料の写しにつきましては、委員会終了後、回収させていただきます。

○議会事務局次長（増田智郁君） 皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局増田でございます。それでは、ただいま委員長より御案内ございました、現在、配付させていただいております、資料及び内容について着座にて説明のほうをさせていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、1枚でございます、令和元年6月25日

火曜日、橋本徳一郎議員一般質問テープ起こしということで、当時の質疑・一般質問における内容をテープ起こしたものが1枚でございます。続きまして、5枚つづりで写しというのが上でございますが、こちらのほうが当日傍聴席のほうで配付されましたペーパーの原本の写しでございます。3種類目といたしまして、懲罰とはというのがございますが、こちらに懲罰における考え方も種類につきまして、5ページものをお配りさせていただいております。

私のほうから、その懲罰とはという懲罰に関する内容について御説明のほうををさせていただきます。

それでは、5分の1と書いてございますペーパーのほうからまいりたいと思います。

まず、懲罰とは、地方公共団体の議会は、自治法並びに会議規則及び委員会条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができるとなっております。

2番目でございます。懲罰の性質ということで、議員の懲罰は、議会の秩序維持と品位保持のために認められる議会の内部的規律作用でありまして、公務員に対する懲罰と同じ性質を持っております。

3番目、懲罰事由でございます。懲罰事由といたすのは、懲罰はどういうものに該当するかということでございまして、法律に定めがございます。懲罰事由に該当する場合は、地方自治法、会議規則または委員会条例に違反した場合であるが、その主たるものは、次に挙げるとおりということでございまして、まず(1)地方自治法違反の例を記載してございます。

読み上げのほうをさせていただきます。

①議場の秩序を乱したとき。これは地方自治法第129条に規定がございます。

2番目でございます。無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしたとき、地方自治法第132条に規定がございます。

続きまして、③他の議員を侮辱したとき。こ

れは地方自治法第133条に規定がございます。

それと、④でございますけれども、正当な理由がなく招集に応じないため、または会議に欠席したため、議長が特に招状を発しなくても、なおゆえなく出席しないときは地方自治法第137条ということの適用があるということでございます。

次に(2)の会議規則、委員会条例に違反する例ということで記載をさせていただきます。

会議規則、委員会条例で議員として遵守すべき義務を規定したときは、その違反行為も懲罰の対象になるということで、具体的に言いますと、品位保持に反する行為、議事妨害、秘密の議事を漏らす行為等がこういうところに該当するというところでございます。

続きまして、2ページ目をお開き願います。懲罰事犯の場所的範囲ということでございますが、懲罰の事犯は、原則として自治法等に違反する議会内と規定いたしておりまして、議場及び委員会室で会議が行われている間に発言と言動があった場合が対象になるということでございます。

それと、5番目の懲罰事犯の時間的範囲でございます。こちらは、懲罰事犯についても会期不継続の原則の適用がございまして、原則として、その会期中の行為に限られますが、委員会を閉会中に継続審査に付することによって、次の会議において懲罰を科するという部分もでございます。しかし、基本的には、会期中で決着をつけるというのが大原則でございますので、その旨が記載されております。

続きまして、6番目でございます。懲罰の種類ということで記載がございます。地方公共団体の議会の行為に至る懲罰の種類は、次に述べる公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止及び除名の4種類でございまして、これ以外の懲罰を科することはできないとされております。

なお、罰としては、戒告が最も軽く、除名が

最も重いということでございます。

それでは、それぞれ4種類のほうを軽いほうから順に御説明のほうをさせていただきます。

まず、(1)公開の議場における戒告。戒告とは、規律違反の責任を認識するとともに、その将来を戒めることであるが、議会における戒告は、公開の議場において、被処分者を議長の目前に起立させ、議長が戒告文を朗読して行うのが通常とされております。

なお、この戒告文につきましては、議会の定めた案文による、要は議会の議決で決めるということでございます。

次に、(2)公開の議場における陳謝でございますが、陳謝とは、その事犯について理由を述べてわびることでございますが、議会における陳謝は、公開の議場において、被処分者に議会の定めた陳謝文を朗読させて行うのが通常とされております。

続きまして、(3)一定期間の出席停止でございます。この一定期間の出席停止といえますのは、期間を定めて出席を停止するということでございます。期間は、その議会の会期中に限られており、当該会期の残存期間において定めることを要するということでございます。ここで、八代市の議会の会議規則に出席停止の定めがございます、本市の場合におきましては、5日間を超えることはできないという定めで、最長5日間という定めでございます。

次のページ、3ページをお願いします。

次に、(4)除名でございます。これが最も重い懲罰の種類でございます。除名とは、議員たる地位を失わしめることでございますが、除名は、他の懲罰処分と異なって、住民の公選に係る議員の資格を奪うものでございますので、その手続を慎重にしており、除名については、地方公共団体の議会の在職議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならないということで、特別多数議決の定めがなされております。

続きまして4ページをお願いいたします。

9番目に懲罰の決定というものがございまして、こちらにつきましては、戒告、陳謝及び出席停止の議決は通常の議決で足り得ますが、除名処分の場合は先ほど申しましたとおり、在職議員の3分の2以上の者が出席し、4分の3以上の者が同意しなければならないこと。この議決は、議長も表決権を有するということでございます。

なお、この懲罰決定に際しましては、当該議員は除斥の規定が適用されているということでございます。

なお、懲罰処分の有効発生の時刻は、議決のときから進行いたしまして、本人に対しその旨の通知がなされたときではないということが解釈とされております。

以上が、懲罰に関する基本事項についての大きな概要の説明とさせていただきます。

説明は、以上でございます。

**○委員長(中村和美君)** 本委員会での懲罰事犯の審査の進行について、委員長から委員各位にお願いがございます。

まず、本懲罰特別委員会は、去る6月25日の質疑・一般質問における橋本徳一郎君の発言の一部及び配布された資料が懲罰事由に該当するかを審議する場であります。

具体的に申し上げますと、地方自治法、会議規則並びに委員会条例に違反した発言等があったのかを判断し、その発言等が、違反している場合、次に懲罰を科すのかを判断し、科すとした場合、どのような懲罰を科すべきかを審査する委員会であります。

よって、発言等の中身について、発言等の真相を究明するものではありませんので、本審査の趣旨に反する発言及び委員会条例第22条(秩序保持に関する措置)に反する場合は、私から注意喚起を行います。

また、本審査については、配付資料に基づいて進めます。

委員各位の御理解・御協力を切にお願いいたします。

それでは、配付しております資料のうち、橋本徳一郎議員による6月25日の質疑・一般質問での発言をテープ起こしした文面につきまして、書記に朗読いたさせます。

○書記（中川紀子君） それでは、先に配付しております、令和元年6月25日火曜日、橋本徳一郎議員、一般質問テープ起こしの資料の文面について、朗読させていただきます。

まず、橋本徳一郎議員の一般質問に対し建設部長の答弁があり、その後橋本徳一郎議員より

「ただ今の答弁の中で、2点ほど私がお聞きしたのと若干違う場所があります。答弁の中で、昨年9月に地権者及び土地・建物所有者の方々を対象として、とありましたが、私は該当地区である長町住民自治会へは説明会の案内はなく、移転対象住民全てへの説明ではなかったと聞いております。また、新庁舎の建てかえを機に、と答弁されておりますが、新庁舎の基本設計パブリックコメントの説明会において、参加された方から、担当者から都市計画道路中央線については古い計画でもあり、実施されないだろうという説明を受けた、とお聞きしております。この2点において、今の答弁は事実と異なるのではないのでしょうか。」後は省略いたしまして、さらに建設部長が再々答弁をされた後に、橋本徳一郎議員より、「景観条例と道路整備計画に伴う家屋移転との関係性はないことが明らかとなりました。同時に長町自治会への説明会への不案内、並びに本計画をめぐる経過について、すなわち、平成28年9月議会での全員協議会での結論及び新庁舎の基本設計パブリックコメントにおける担当者の説明と異なることが本質問で明らかとなっております。道路拡張計画は。」後は省略いたします。

以上です。

○委員長（中村和美君） それでは、配付しま

した資料に基づき、審査を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

続きまして、意見がありましたなら、お願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、意見も出尽くしたようでありますので、橋本徳一郎君に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて、御協議を願います。

○委員（橋本幸一君） 今のは、一般質問の中で職員との質問・答弁のやりとりの中での部分であったわけですが、もう一つの部分というのが、今説明もしてないみたいな状況で、2つあるわけですからそこはどやんなととかな。

○議会事務局次長（増田智郁君） マル写のほうの説明をさせていただきます。マル写のほうは、先ほど申しましたとおり橋本徳一郎議員が本会議場で一般質問中に傍聴席で配られた書類でございます。それをマル写をということで原本を写したということでお配りをしている資料です。こちらの写しにつきまして議員さんのほうに確認をしましたところ、質問原稿は別といたしまして答弁の内容でございますが、答弁の内容については執行部から情報を得た分についてですね、その分を記載しておりますということで御本人さんが記載されたということで、御本人さんの証言がとれているところでございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 小会をお願いします。

○委員長（中村和美君） はい、小会。

（午後3時17分 小会）

（午後4時11分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

ほか何か意見ございませんか。

○委員（橋本幸一君） たくさん資料がございまして、この2点問題ということで地方自治法第132条の部分と八代市議会会議規則第151条の部分、この部分についてこの資料とですね照らし合わせて、しっかりした姿を見てみたいと思いますので、次回まで持ち帰りさせていただければと思います。

○委員長（中村和美君） ただいま、橋本委員より次回まで持ち帰りということでございますが、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、異議なしと認め、ただいま持ち帰りとの御意見が出ておりますので、お諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、一旦、お持ち帰りいただき、後日、改めて審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認めそのように決しました。

それでは、次回の本特別委員会の開催日時につきましては、7月5日金曜日、13時30分より開催いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会を散会いたします。

（午後4時13分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年6月28日

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会

委員長